

「景観ガイドライン」のポイント

NPO 法人 市民まちづくり会議・むさしの

- ・武蔵野市は、今年度、「景観ガイドライン」を策定しました
- ・本体は武蔵野市の景観まちづくりの方針が中心
- ・本来のガイドラインとは景観の具体的指針である

☆「景観ガイドライン」のポイントは次の4点

- ① 景観についての武蔵野市の指標ができた
- ② 景観についての具体的指針の主たる対象は、別冊の景観誘導基準による大型建築物等の新規物件
- ③ ガイドラインには強制力はない
- ④ 2軒協定の新設



景観とは

景観とは簡単に言えば「眺め」「景色」「風景」「見た目」です。良好な景観とは、私たちが生活するうえで潤いや安らぎを与えるものです。それらは整った街並み、青い空、緑豊かな植栽、流れる水流などです。そして良い景観を創り、守っていくのに欠かせないのが、「景観は公共のもの」という基本的な考えです。

1. 景観の指標ができた

「景観ガイドライン」は景観指標として人々が行動するうえでの基準になる

- ・開発業者が「景観ガイドライン」を意識した設計・開発を行う
- ・商店街も「景観ガイドライン」により景観意識が向上する
- ・市民の景観意識が向上する
- ・武蔵野市の公共施設の景観が改善する



新クリーンセンターの外観



大型マンションの公開空地が出来て、近隣の古いアパート、倉庫が新しい戸建て住宅となり、環境が著しく変化しました。

2. 景観についての具体的指針の主たる対象は、大型建築物等の新規物件

- 景観についての具体的指針は、「景観ガイドライン」（別冊）の「景観誘導基準」が中心
- 既存の建築物とか商店街、駅前等の景観整備についての指針はない

沿道の商業施設やその看板類についてはほとんど景観的な配慮のない商店街



3. ガイドラインには強制力はない

- 「景観ガイドライン」は、ガイドラインなので強制力はない
- 開発事業等はまちづくり条例に組み込まれているが、まちづくり条例も協議なので強制力はない。ただ行政の実際の力は強いので開発業者に対してはそれなりの効果がある

4.2 軒協定の新設

- 地域住民が、景観づくりに取り組むのを支える「2軒協定」
- 「玄関先に花を植える」「生垣を整える」といった良好な景観形成を目的とするルールを、2軒だけで作れる
- このルールを武蔵野市に登録すると、まちづくりアドバイザーの派遣を受けることができる
- 2軒協定のような活動をすでに実施している「西久保1丁目緑をまもるまちづくり協議会」



☆武蔵野市のこれからの景観政策への期待

- 武蔵野市の景観は、京都や鎌倉のように歴史的遺産が少ない ⇒ 過去の遺産を守る景観政策より、これから武蔵野市にふさわしい新しい景観を創っていくことが大事
- 武蔵野市の景観政策への期待内容
 - ① 現在の電線地中化の更なる促進 — 空の青さは景観にとっては極めて大事
 - ② 恵まれている緑と水の活用による景観まちづくり

